

平成21年8月相模原市教育委員会定例会

○日 時 平成21年8月19日（水曜日）午後2時00分から午後2時25分まで

○場 所 相模原市役所 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第44号） 平成21年度相模原市教育委員会の所掌にかかわる予算
の補正について（教育局）

日程第 2（議案第45号） 相模原市立相模川自然の村野外体験教室条例の一部を改
正する条例について（学校教育部）

4. 閉 会

○出席委員（5名）

委 員 長 溝 口 碩 矩

委員長職務代理者 小 林 政 美

教 育 長 岡 本 実

委 員 金 川 純 子

委 員 斎 藤 文

○説明のために出席した者

教 育 局 長 榎 田 達 雄 教 育 環 境 部 長 三 沢 賢 一

学 校 教 育 部 長 小 宮 満 彦 生 涯 学 習 部 長 大 貫 英 明

教 育 局 参 事 柿 沢 正 史 教 育 総 務 室 長 田 中 雅 幸
兼教育総務室長 担 当 課 長

教 育 環 境 部 参 事 森 晃 学 務 課 長 須 藤 由 徳
兼学校保健課長

学 校 施 設 課 長 井 上 喜 一 学 校 施 設 課 長 細 谷 浩
担 当 課 長

相 模 湖 教 育 課 長 深 澤 和 則 相 模 川 自 然 の 村 倉 田 宏 子
野 外 体 験 教 室 所 長

相模川自然の村 野外体験教室主幹 兼管理係長	山 本 利 昭	相模川自然の村 野外体験教室 担当課長	青 木 正 利
相模川自然の村 野外体験教室主査	小 原 隆	生涯学習部参事 兼生涯学習課長	和 田 隆 一
文化財保護課長	佐 藤 暁	生涯学習部参事 兼スポーツ課長	西 原 巧
ス ポ ー ツ 課 担 当 課 長	神 藤 次 郎		

○事務局職員出席者

教育総務室副主幹	杉 山 吏 一	教育総務室主任	坂 本 正 俊
----------	---------	---------	---------

□開 会

◎溝口委員長 ただいまから相模原市教育委員会 8 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、金川委員と小林委員を指名いたします。

なお、開会時におきます本日の傍聴人は 2 名でございます。

どうぞ、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

□平成 2 1 年度相模原市教育委員会の所掌にかかわる予算の補正について

◎溝口委員長 それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 4 4 号、平成 2 1 年度相模原市教育委員会の所掌にかかわる予算の補正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○三沢教育環境部長 議案第 4 4 号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、平成 2 1 年度相模原市教育委員会の所掌にかかわる予算の補正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

平成 2 1 年度相模原市一般会計補正予算書及び予算に関する説明書の 3 ページをご覧いただきたいと存じます。

初めに、9 月補正予算の全体の概要でございますが、歳入歳出予算の総額 2, 1 4 4 億 1, 1 0 0 万円に、歳入歳出それぞれ 1 9 億 8, 6 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2, 1 6 3 億 9, 7 0 0 万円とするものでございます。

1 6 ページをご覧いただきたいと存じます。下段の款 5 0 教育費の補正ですが、6 億 6, 6 3 0 万円の増額で、補正予算全体に占める割合は 3 3. 6 %でございます。

また、補正後の一般会計予算全体に占める教育費の割合は 1 0. 9 %となり、0. 2 ポイントの増加となります。

続きまして、教育委員会の所管にかかわる補正予算の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

54ページをご覧いただきたいと存じます。上段の款50教育費、項5教育総務費、目10事務局費でございますが、説明欄2の奨学基金積立金につきましては、高等学校等への修学を奨励するための奨学金の資金に充てるために設置している奨学基金への寄附金を同基金に積み立てるものでございます。

目20学校給食センター費でございますが、説明欄1の施設整備費につきましては、昨年8月に大雨による被害が発生しました津久井学校給食センター北側斜面の復旧工事を行うもので、特定財源として国庫支出金及び市債を見込むものでございます。

目30自然の村野外体験教室費でございますが、説明欄1のふるさと自然体験教室整備事業につきましては、特定財源として国庫支出金が見込まれることとなったことから、一般財源を減額する財源補正を行うものでございます。

下段の項10小学校費、目10学校保健費でございますが、説明欄1の保健室管理運営費につきましては、新型インフルエンザへの対応として、学校用のマスクや体温計を購入するものでございます。

目20学校建設費でございますが、説明欄1の小学校屋内運動場改修事業につきましては、向陽小学校の屋内運動場の改修工事を行うものでございます。

説明欄2の小学校校舎等整備事業につきましては、星が丘小学校ほか5校のトイレの整備及びくぬぎ台小学校ほか3校の太陽光発電設備の整備が主なもので、1及び2のそれぞれの事業費につきまして、特定財源として国庫支出金及び市債を見込むものでございます。

56ページをご覧いただきたいと存じます。上段の項15中学校費、目10学校保健費でございますが、小学校費と同様の経費を見込むものでございます。

目20学校建設費でございますが、説明欄1の中学校校舎等整備事業につきましては、串川中学校ほか2校のトイレ整備並びに、大野台中学校及び鶴野森中学校の防球ネットの整備を行うもので、特定財源として国庫支出金及び市債を見込むものでございます。

◎溝口委員長 傍聴希望者がいらっしゃるようです。どうぞ、お入りいただいて結構でございます。

(傍聴人入場)

○大貫生涯学習部長 それでは引き続きまして、56ページの下段をご覧いただきたいと存じます。

項20社会教育費、目18文化財保護費でございますが、説明欄1の文化財保護管理費につきましては、国登録有形文化財である中村家住宅主屋の寄贈をいただき、保存整備す

るもので、特定財源として国庫支出金を見込むものでございます。

58ページをご覧いただきたいと存じます。上段の目25公民館費でございますが、説明欄1の公民館用地購入事業につきましては、新磯公民館に隣接する土地を駐車場拡張用地として購入するもので、特定財源として国庫支出金を見込むものでございます。

下段の項25市民体育費、目10体育施設費でございますが、説明欄1の横山・鹿沼・小山公園運動施設管理運営費につきましては、横山公園テニスコートの不陸整形を行うものでございます。

説明欄2のスポーツ広場等維持費管理費につきましては、日連グラウンドに隣接する土地を駐車場用地として購入し整備するものでございます。

説明欄3の体育施設等維持補修費につきましては、与瀬グラウンド及び内郷グラウンドの防球ネットの改修工事を行うものでございます。

1から3のそれぞれの事業につきまして、特定財源として国庫支出金を見込むものでございます。

お戻りいただきまして、7ページをご覧いただきたいと存じます。第2表繰越明許費補正の款50教育費でございますが、津久井学校給食センター北側斜面整備事業ほか3件の事業につきまして、年度内の整備完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものでございます。

以上をもちまして、9月補正予算の説明とさせていただきます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご質問等ありましたらお願いいたします。

54ページに目20学校建設費の工事請負費、その中にその他の整備として、先ほどの説明で太陽光発電の整備という説明がございましたが、この太陽光発電というのは、整備した後の耐用年数とか、もう一つ、その後のメンテナンス、経費はどういうふうになるのでしょうか。それをちょっと説明していただけるとありがたいんですけど。

○井上学校施設課長 太陽光発電の整備について、耐用年数につきましてはおおむね20年くらいと言われてございます。あとメンテナンスの関係でございますが、経年劣化により一部の部品の交換はあるかなと思うのですが、基本的にはメンテナンスフリーでございます。今現在4校に平成14・15年に設置しておりますが、今の段階では大きなメンテナンスをかけているという状況はございません。

◎溝口委員長 そうしますと、ここで設置すれば20年間は特にメンテナンスはいらないと

いうふうに理解してよろしいですか。

○井上学校施設課長 先ほど申し上げました経年劣化がなければ、大幅なメンテナンスはかからないのかなと考えてございます。

◎溝口委員長 それはそれでわかりました。

この太陽光発電の発電した電気は、具体的にどういうふうに使われているのでしょうか。あるいは使う予定なのでしょうか。

○井上学校施設課長 今考えてございますのは5kw程度のものございまして、実際に賄う使用料につきましては年間2%ぐらいを考えてございます。売電というのは、実際、例えば学校が使っていないときには多少あるのかもしれないのですが、全体の中では売電はないと考えてございます。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

◎斎藤委員 16ページの補正額の構成比を見ますと、総務費が一番大きいわけですが、それに引き続いて33.6%ですから今回の教育費って非常に大きいと思うのですが、何か理由があるのですか。

○三沢教育環境部長 7月補正のときにも少しお話しさせていただいたのですが、国の緊急経済対策の中で、これは文部科学省がかなり頑張って大きな予算を獲得しました。その関係で、学校関係の予算について国の緊急経済対策の対象になっている事業が大変多かったです。それで、7月に続いて9月補正でもいわゆるスクールニューディール構想の中の、例えばトイレは節水型トイレを導入するという事でエコ改修、それから今お話がありました太陽光発電がエコ関係の費用ということで国庫補助が認められたわけで、財源の確保ができたおかげで、私どもの予算がかなり獲得できたと考えておりまして、ほかの部署につきましては、なかなか財源の確保ができなかったために、それほど大きな予算補正にはならなかったのではないかと、そういうふうに推測しております。

◎斎藤委員 そうしますと、全体の施策が変更というより緊急経済対策の主な補正が入ったというふうに理解してよろしいですね。

○三沢教育環境部長 そうですね。財源が確保できたことによって、今までやろうとしていたものを前倒しで実行することができたと。そういうふうに解釈していただきたいと思っております。

◎金川委員 55ページと57ページにあります備品購入費、保健室管理運営費の説明のところで、学校用のマスクと体温計ということで、多分インフルエンザ対策としてのことか

なと思ったのですけれども、テレビで聞いたことがあります、空気中にスプレーをする
とインフルエンザ菌が弱っていくとか、空気清浄機とか。今夏休みの中でも、部活動の大
会などでインフルエンザが随分広がっているみたいで、9月から子どもたちが学校に集ま
るときにすごく心配しているのですけれども、その中で学校用のマスクと体温計というの
が出てきたのは何か理由があるのか教えていただきたいと思うのですけれども。

○森学校保健課長 新型インフルエンザ対策でございまして、保健所の医師等とのディスカ
ッションをしている中では、感染拡大をいかに防止するかというところが多分決め手にな
るだろうと。大分ここで日本全国が蔓延状態になりつつあるという、そういう新聞報道も
ございますので、恐らく2学期に各クラスの中でそういう発症者があったときに、いかに
感染を防止するかというのが決め手になるだろうと思っています。その際、医師等の意見
ですと、やはり最大の感染の原因になるのが飛沫感染だろうということを強く言っていま
して、授業中に具合が悪くなって発熱し、せきが出たときに、いち早くマスクで周りの児
童生徒に感染しないように対応するだとか、あるいはまた修学旅行がこれから京都・奈良
あるいは日光に小中学生が行くわけですけれども、そういったところの感染の状況の中で、
6月の段階でもそうだったのですが、ぜひ行くときにはマスクをある程度ストックとして
持って行きたいとか、そういう学校側の要望もございまして、マスクを今回買わせていた
だこうと思っております。それと、あと体温計についてはやはり平常時の自分の体温を十
分に管理していただくということで、当然保護者で、各家庭でやっていただくのですが、
なかなかその辺が落ちこぼれてしまったときに、ある程度学校側にもストックを持たせた
いという趣旨でございます。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第44号、平成21年度相模原市教育委員会の所掌にかかわる予算の補正について
を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第44号は可決されました。

□相模原市立相模川自然の村野外体験教室条例の一部を改正する条例について

◎溝口委員長 次に、日程2、議案第45号、相模原市立相模川自然の村野外体験教室条例

の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○小宮学校教育部長 議案第45号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市立ふるさと自然体験教室の設置に伴う所要の定めについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

本条例の改正につきましては、第1条では「相模原市立相模川自然の村野外体験教室」を「野外体験教室」に改めるものでございます。

第2条では「相模原市立ふるさと自然体験教室」の設置に伴い、その名称及び位置を追加するものでございます。

なお、第4条から第24条につきましては、文言等、所要の改正をするものでございます。

また、第9条関係の使用料につきましては、別表のとおり改正するものでございます。

最後に附則でありますが、本条例の施行日につきましては平成22年4月1日からとし、施設に係る使用の承認申請の受付、その他必要な準備行為は施行日前に行うことができるとする規定につきましては公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第45号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご質問等ありましたらお願いいたします。

◎斎藤委員 宿泊利用料について、簡単で結構ですので、根拠をご説明いただきたいのですが。

○倉田相模川自然の村野外体験教室所長 使用料につきましては、施設にかかわる総運営費を算出いたしまして、それぞれ利用の部屋の広さ等を勘案しまして計算してございます。また、それに基づきまして、同じような計算式で日帰り利用の料金を割り出してございます。

◎溝口委員長 この条例ではなくて、利用する方法についてちょっとお聞きしたいのですが。

当然、こちらの旧相模原市の中学校からも生徒が利用するわけですね。そういう場合に、生徒はバスを借り切っていくのでしょうか。その辺の輸送体制というのですか、そういうものをちょっと説明していただけるとありがたいのですけれども。

○倉田相模川自然の村野外体験教室所長 現在の野外体験教室でも、小中学生の利用に当たりましてはバスの確保をしております。同様にふるさと自然体験教室におきましても、小中学生の利用に関してはバスの確保に努めてまいりたいと思います。ただ、距離的にふるさと自然体験教室の方が長いので、観光バスのようなものを確保できないかなということとでただいま検討中でございます。

◎溝口委員長 そうすると、このバスは県道、そこから市道、沢井小学校、それを渡って駐車場というところに入るわけですが、これはそこまで入れるのですか。

○倉田相模川自然の村野外体験教室所長 道路は大変狭くなっておりますが、学校まで入れることは確かめてございます。前にも、主催事業で観光バス5台を連ねましてそちらにまいりましたが、トンネルも通行できましたので大丈夫なもの確認しております。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第45号、相模原市立相模川自然の村野外体験教室条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第45号は可決されました。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

次に、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 では最後に、次回の会議予定日でございますが、9月18日、金曜日、午後2時から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、次回の会議は9月18日、金曜日、午後2時の開催予定といたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

□閉 会

午後2時25分 閉会